

(参 考)

玄海原子力発電所 2 号機 第 1 9 回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第 5 4 条 (定期検査)

電気事業法第 5 5 条 (定期事業者検査)

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施した設備

- (1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- (2) 計測制御系統設備
- (3) 燃料設備
- (4) 放射線管理設備
- (5) 廃棄設備
- (6) 原子炉格納施設
- (7) 非常用予備発電装置
- (8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施した主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体 1 2 1 体のうち 4 0 体を新燃料に取り替えた。

なお、漏えいが確認された燃料集合体 1 体は、健全な燃料集合体に取り替えた。

以 上